

排除せず寄り添う支援に

弁護士 尾藤廣喜

生活保護制度の利用者が今年3月、2022年253333人に達した。

この増加の原因は明白だ。第一に、貧困率が09年に16%、失業率も今年6月に4・6%と高止まりの状況にある「貧困の深化」。第二に、最低賃金の額が10年度の全国平均で1時間当たり730円と極めて低額で、9都道府県で生活保護基準以下という状況でのワーキングプアの増大。そして、第三に、本来失業状態を支えるべき雇用保険の失業給付のカバー率が失業者の約2割にすぎない実態。しかも、これに東日本大震災の未曾有の被害と支援の遅れが加わって

いるのだから、ある意味で当然の結果だ。

この状態に対応するためには、本来、雇用対策、社会保険の充実と生活保護の機能の一層の強化こそが求められなければならない。

ところが、今、国と一部の自治体は、専ら財政的な見地から、生活保護制度の「見直し」を図ろうと

している。一つは、生活保護基準自体の引き下げ、二つは、「国と地方の協議」による制度全体の「抜本的見直し」である。

生活保護基準の引き下げは、厚生労働省の社会保障審議会生活保護基準部会で4月から検討作業中

であるが、もし、実行されれば、その影響は甚大である。生活保護

基準が下がれば、関連して、最低賃金額も下げられるであろうし、基礎年金の額も低くて良いことになる。まさに、際限のないマイナス・スパイラルであり、貧困問題はますます深刻化するだろう。

一方、5月から進められている「国と地方の協議」は、まず、その手法自体に問題がある。利用者

の声も市民の意見も聞かず、制度の運用にあたる国と一部自治体だけで非公開・密室で行う協議で、「最後のセーフティネット」といわれる重要な制度について、有効な改革はできるはずがない。

また、内容的に見ても、この協議の元となっている指定都市市長

会の改革案では、生活保護制度利用者の就労について「集中的かつ強力な就労支援」を行い、3年から5年しても効果が認められない時は、保護の廃止も検討するという実質的な「有期保護」が柱となっている。そして、医療扶助についても、受診のつど、一部負担金を支払う制度を導入するという内容になっている。

今日の失業の実態からみて、探せば勤務先が見つかるはずだなどという単純な状態でないことは明白である。北海道・釧路や京都・山城北地域で既に実施されているように、就労のためには、心理面も含め、生活保護制度利用者のさまざまな困難に丁寧に対応しながら、当事者の自主性を尊重した「寄り添う支援」こそが有効だ。また、それでも就職が困難な場合には、

公的な就労の場を保障することがどうしても必要だ。短期的に効果がなければ「保護を打ち切る」という排除の論理では、就労の場の確保などできるはずがない。

また、医療を受診するつど、一部負担金を支払うという制度がもし導入されれば、支給された保護費では一部負担金が支払えず、受診を控える世帯が続発するであろう。このため、病状が悪化し、かえって医療費が高額になるという結果を引き起こしかねない。

憲法25条は、誰もが「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を持つことを保障している。財政対策重視の排除の論理ではなく、誇りを持った権利主体への就労の権利保障を主軸においた生活保護制度の改革こそが必要ではないか。

憲法25条は、誰もが「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を持つことを保障している。財政対策重視の排除の論理ではなく、誇りを持った権利主体への就労の権利保障を主軸においた生活保護制度の改革こそが必要ではないか。

憲法25条は、誰もが「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を持つことを保障している。財政対策重視の排除の論理ではなく、誇りを持った権利主体への就労の権利保障を主軸においた生活保護制度の改革こそが必要ではないか。



ひろく・ひろき 1947年生まれ。70年、京都大学法学部を卒業後、厚生省(現・厚生労働省)勤務を経て75年に弁護士登録。現在、生活保護問題対策全国会議代表幹事、日弁連貧困問題対策本部副本部長。